

文化の種まき応援事業実施要綱

(目的)

第1条 文化があふれるまちづくり委員会（以下「委員会」という。）が、瀬戸内市民が主体的に活動する文化芸術団体等に対し、委員会の財源の中から助成を行う事業を「文化の種まき応援事業」（以下「応援事業」という。）と称し、市民が主体的に行う文化芸術活動に加速度をつけ瀬戸内市における文化芸術が発展することを目的とする。

(対象等)

第2条 応援事業の対象団体等は次のとおりとする。

- ①瀬戸内市内で、芸術活動をしている個人及び団体。
- ②その他、今後活動効果が期待される個人及び団体。

※応援事業の対象は次の要点をすべて満たすものとする。

- (a) 瀬戸内市内に活動の拠点を置いていること。（事務局等）
- (b) 年度を通して、継続した活動が見込まれること。
- (c) 団体の場合、規約・名簿・会計処理が整っていること。
- (d) 公的な補助金等を受給していないこと。

(対象事業)

第3条 応援事業の対象は次のとおりとする。

- ①瀬戸内市の特色を織り込んだ活動、または瀬戸内市の次世代の担い手である子どもを対象にした活動であり、市内外に瀬戸内市の良さを発信する事業。
 - ②その他、委員会の目的達成のために必要な事業等で、委員会が特に必要と認めたもの。
- ※次に掲げるものについては助成の対象としない。
- (a) 成果の発表や周知、啓発活動等において瀬戸内市の特色が取り入れられておらず、自らの活動内で完了する事業。
 - (b) 前年度に交付を受けた個人及び単一団体による事業。
 - (c) 同一の内容と認められる4回目以降の事業。

(助成内容)

第4条 助成金については次のとおりとする。

- ①助成金の上限については5万円までとする。
- ②原則として、採択された団体の事業費総額によって当該予算額（文化の種まき応援事業分）から比例分配する。ただし、採択された団体の交付希望総額が当該予算額を下回る場合、交付希望額を交付できるものとする。
- ③助成対象費目は別紙「対象経費一覧」のとおり定める。
- ④採択された事業において、市内公民館を利用する場合、その使用料及び冷暖房代は減免措置対象となる。

(助成期間)

第5条 助成期間は単年度内（通年）とする。

4月1日から翌年3月31日とする。

(申請手続)

第6条 応援事業の認定を受けようとする個人及び団体（以下「申請者」という。）は、委員会の指定する申請書類と添付書類（活動の様子がわかるもの）を添えて、中央公民館窓口へ提出

するものとする。

募集は、1月4日から2月第3週木曜日午後5時までとする。

また、大災害や深刻な感染症等の流行及び感染拡大等が発生した際等は、募集期間を変更することができる。

（助成審査）

第7条 委員会は申請をとりまとめた後、審査を行い、交付の可否及び助成金額を決定する。

審査の結果は決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第8条 助成の決定を受けた申請者は、委員会の指定する方法で、受け取る。

（事業の明示他）

第9条 事業の実施にあたり、「文化の種まき応援事業」の文言を明示するものとする。委員会は応援事業について市広報や公民館だより等により、公表する。

（実績報告）

第10条 申請者は、事業完了後、30日以内に委員会の指定する報告書類により、委員会宛てに実績報告をするものとする。

（事業計画の変更）

第11条 申請者は、採択された事業計画からその内容に変更があった場合、速やかに委員会宛てに助成事業等計画変更申請書を提出するものとする。

（助成金の返還）

第12条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されている場合は、その全部または、一部の返還を命ずることができる。

- ①助成金の交付の申請について不正の事実があった場合。
- ②助成金を申請した事業以外に使用した事実があった場合。
- ③助成を行った活動を中止した場合、又は助成を行った活動を遂行する見込みがなくなったと認められた場合。
- ④その他、この要綱に違反したと認められた場合。

付 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年1月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行する。